

緑区マスコットキャラクター「緑太郎」 着ぐるみ等使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑区のPRを図るため、緑区マスコットキャラクター「緑太郎」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。第3条第1項第1号を除く。）等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用手続）

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付して、区長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、区が業務のために使用する場合は、この限りでない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかるもの
- (2) 着ぐるみの用途や使用する場所の状況等がわかるもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれにも該当しない場合であって、かつその使用が区のPRに寄与すると認められるときは、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 緑区外のイベントで使用する場合（ただし、区長が認めた場合は除く。）
- (2) さいたま市又は緑区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのある場合
- (5) 特定企業の商品の販売促進等につながるイベントで使用する場合（ただし、さいたま市又は緑区が後援等を行うものは除く。）
- (6) 酒宴が主な目的の行事等で使用する場合
- (7) 個人の行事で使用する場合

- (8) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがある場合
 - (9) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が運営等に関わるイベント等で使用する場合
 - (11) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）のうちに、暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある団体又は暴力団員が利用しようとする場合
 - (12) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (13) その他、その使用が著しく不相当と区長が認めた場合
- 3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは着ぐるみ使用承諾通知書（様式第2号）を、承諾をしなかったときは着ぐるみ使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第3条 着ぐるみの使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 緑区マスコットキャラクター「緑太郎」着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること
- (2) 着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡しないこと
- (3) 第2条第2項各号の規定に抵触しないこと
- (4) 使用承諾を受けた内容にのみ使用し、区長が付した使用条件に従うこと

- (5) 貸出に伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行うこと
- (6) 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とすること

2 区長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみの使用について条件を付することができる。

(承諾の取消し)

第4条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承諾を取り消し、着ぐるみ使用承諾取消通知書(様式第4号)により通知する。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 申請に虚偽又は不正があった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不適当と認める場合

2 前項に規定する取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、区長は、その責めを負わない。

(修理補修等)

第5条 着ぐるみを毀損、汚損又は紛失した場合は、使用者の責任により、これを速やかに復さなければならない。なお、紛失の場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、区長が着ぐるみの修補、クリーニング又は弁償を求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第6条 着ぐるみの使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合、区長は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 着ぐるみの使用料は無料とする。

(メディア等への出演)

第8条 使用者は、新聞、テレビ又は雑誌等の広報媒体に着ぐるみを出演させる場合、事前に区の了承を得ることとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関する

必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。